

滋賀県新型インフルエンザ等対策 業務継続計画

滋賀県

令和8年6月

< 総論 >

目次

1	本業務継続計画の目的.....	1
2	「自然災害等に関する業務継続計画」との関係.....	1
3	業務継続計画策定の前提となる被害状況の想定.....	2
4	県の体制.....	3
	（1）準備期の体制.....	4
	（2）初動期および対応期の体制.....	4
5	業務継続計画の基本的考え方.....	6
	（1）業務継続の基本方針.....	6
	（2）時期区分別の戦略.....	11
6	業務の仕分け.....	12
	（1）発生時継続業務.....	12
	（2）発生時継続業務以外の業務.....	13
7	必要な人員および物資・サービスの確保.....	15
	（1）基本的な考え方.....	15
	（2）人員の確保.....	15
	（3）物資・サービスの確保.....	15
8	感染対策の検討・実施.....	16
9	業務継続計画の実施.....	19
	（1）業務継続計画の発動.....	19
	（2）状況に応じた対応.....	19
	（3）通常体制への復帰.....	19
10	業務継続計画の維持・管理等.....	20
	（1）公表・周知.....	20
	（2）教育・訓練.....	20
	（3）点検・改善.....	20
	参考1：備蓄品リスト（例）.....	21
	参考2：業務継続に必要なサービス・消耗品のチェックリスト（例）.....	22
	参考3：職場における感染対策（例）.....	23

1 本業務継続計画の目的

県においては、新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)第2条第1号の「新型インフルエンザ等」をいう。以下同じ。)の発生時には、新型インフルエンザ等対策に関する業務を実施するほか、県としての意思決定機能を維持し、最低限の県民生活の維持、経済活動の調整・支援等に必要な業務(以下「最低限の県民生活の維持等に必要な業務」という。)を円滑に継続することが必要であるとともに、市町や関係機関、県民への情報提供や支援を適切に行うことが求められる。

本業務継続計画は、新型インフルエンザ等発生時においても、県がその機能を維持し必要な業務を継続させることを目的とする。

なお、業務継続に関する基本的な考え方を「総論」で示し、具体的な業務の内容等については、各部局等において「各論」を策定して整理することとする。

2 「自然災害等に関する業務継続計画」との関係

新型インフルエンザ等対策と自然災害は、被害の態様やそれを踏まえた対応が相当異なる(表1)こと等から、本県においては別の業務継続計画として策定する。

(表1) 業務継続計画における新型インフルエンザ等による影響とその特性

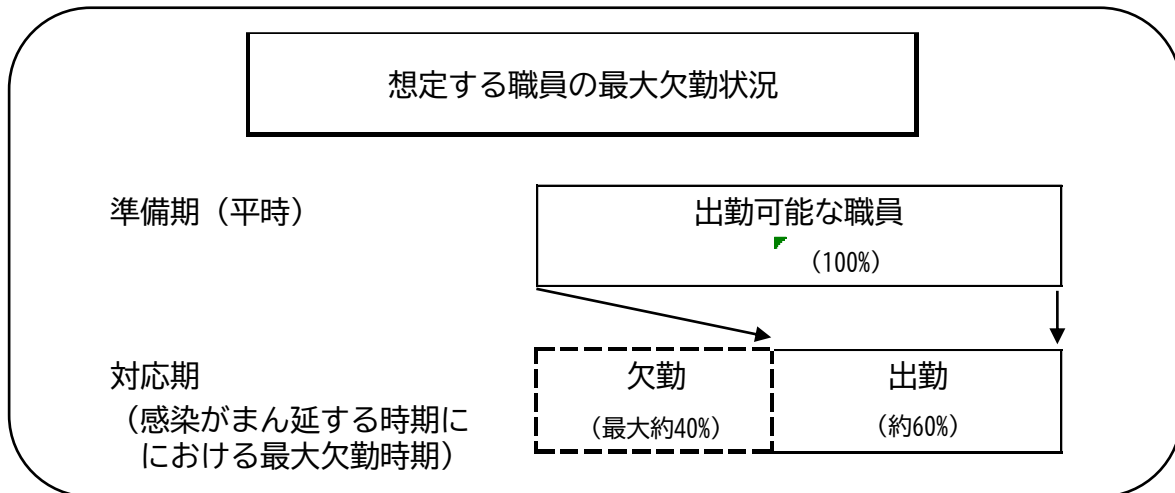
項目	新型インフルエンザ等による影響とその特性
業務継続方針	・感染リスク、社会的責任を勘案し、業務継続のレベルを決める
被害の対象	・建築物等の社会インフラへの被害が想定される自然災害と比べて、主として、人への健康被害が大きい
地理的な影響範囲	・被害が国内全域、全世界的となる(自然災害時に想定される対応である代替施設での業務が不確実)
被害の期間	・病原体の変異による病原性や感染性の変化およびこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の可能性があり、過去事例等から想定する影響予測が困難
災害発生と被害制御	・海外で発生した場合、国内・県内発生までの間、準備が可能 ・被害規模は感染症対策により左右される

3 業務継続計画策定の前提となる被害状況の想定

新型インフルエンザ等が県内で発生した場合、最大 40%の職員が欠勤することが想定される¹。

各部局等は、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管業務に及ぼす影響について、滋賀県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）における有事のシナリオの考え方等を参考にするとともに、所管業務の関係者等の意見を聴きながら、もれなく検討することが必要である。

なお、本業務継続計画は、上記の想定に基づき策定するが、実際には、被害の状況や事態の進行に応じて柔軟に対応する必要がある。また、職員の休暇等、関連事業者の休業、物資の不足など、業務を遂行するために必要な人員、物資、情報等が十分に得られない事態になることも想定しておくべきである。



¹ 米国の国土安全保障会議や労働安全衛生局のガイドライン等において、従業員の欠勤率が最大 40%と想定されていること等を踏まえ、政府行動計画に基づく対策ガイドライン（事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン）に記載されており、参照している。なお、当該水準は目安であり、実際には、業務内容に応じた柔軟な想定が組まれることが重要であり、その際には、新型コロナ対応を経た在宅勤務の普及や感染症による影響の長期化の可能性も踏まえる必要がある。

4 県の体制

ウイルスの特性によって、新型インフルエンザ等発生による被害状況が大きく変化するため、新型インフルエンザ等の対策にかかる体制についても弾力的に検討する必要がある。また、新型インフルエンザ等の流行については、自然災害やテロ災害とは異なり、段階的に被害が拡大すると考えられており、県行動計画の時期区分（表2）に応じて、流行の発生段階に応じて、体制を切り替える必要がある。

（表2）県行動計画の時期区分

時期区分		時期区分の考え方
準備期		発生前の段階
初動期（A）		感染症の急速なまん延およびその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針 ² が定められ、これが実行されるまでの間
対応期	封じ込めを念頭に対応する時期（B）	基本的対処方針に基づく対応が実行されて以降
	病原体の性状等に応じて対応する時期（C-1）	
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（C-2）	
	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期（D）	

² 特措法第18条第1項に規定する、政府対策本部が定める基本的対処方針

(1) 準備期の体制

ア 県全体の体制

平時には、新型インフルエンザ等が国内外で発生した場合に備え、事態を的確に把握し、県一体となった取組を推進することが重要であるため、県は、滋賀県新型インフルエンザ等対策会議（以下「対策会議」という。）等を通じ、関係機関との情報共有等を図る。また、あらかじめ、各部局等の役割を整理するとともに、有事の際にそれぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。加えて、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図り、各部局等の連携を強化する。

その他、県行動計画や滋賀県新型インフルエンザ等対策マニュアル（以下「県対策マニュアル」という。）等に基づく取組や新型インフルエンザ等対策にかかる人材育成の取組を進める。また、新型インフルエンザ等発生時には、全庁体制で対応する必要があることから、あらかじめ応援体制を構築しておく。

イ 各部局等の体制

各部局等は、新型インフルエンザ等の発生に備え、業務継続計画（各論）を策定し、県行動計画において準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検および改善に努める。

(2) 初動期および対応期の体制

ア 県全体の体制

県は、発生した感染症が新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性が相応に高まった場合は、国の新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）の設置前であっても、滋賀県新型インフルエンザ等警戒本部（以下「県警戒本部」という。）を設置する。

また、県は、国が政府対策本部を設置した場合、直ちに滋賀県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）を設置し、全庁的な対応を進める。

なお、県警戒本部および県対策本部は、感染症対策の実務の中核を担う保健所、衛生科学センターやコントロールセンター³、コールセンター（一般相談窓口）、相談センター（受診相談窓口）等の体制を強化するため、各部局等から応援職員を招集し、新型インフルエンザ等対策の全庁体制を迅速に構築する。

³ 入院・移送調整本部：県内全域の感染症病床や医療措置協定により確保している病床について一元的に管理し、入院調整および移送調整を実施する組織・部門で、都道府県域を超えた広域での患者の受入れ調整や、軽症者等の宿泊療養の入所調整も実施する。

その際、各部局等は必要な応援職員の確保に努め、応援職員の派遣にあたっては、応援職員と応援を受ける部局等の双方の負担軽減のため、応援職員が従来業務を一定期間離れて応援業務に従事できるように配慮する。

イ 各部局等の体制

各部局等は、業務継続計画の発動にあたっては、あらかじめ各論で定めた人員体制等を実際の状況に合わせて調整しつつ具現化するとともに、時期区分(表2)に応じ、職場における感染対策や継続すべき業務内容を変更する。また、欠勤者の増加により、職員の勤務体制や指揮命令系統も変化することから、実際の状況に応じて対応を変更するなど、弾力的な運営を行う。

5 業務継続計画の基本的考え方

(1) 業務継続の基本方針

ア 発生時継続業務

各部局等は、県行動計画や県対策マニュアル等で取り組むこととしている業務を中心に、新型インフルエンザ等の発生により新たに発生し、または業務量が増加するもの（以下「強化・拡充業務」という。）を優先的に実施するとともに、一定期間、縮小または中断することにより県民生活および社会経済活動に重大な影響を与えることから、国内で感染が拡大・まん延している状況であっても業務量を大幅に縮小することが困難なもの（以下「一般継続業務」という。）を継続する。

強化・拡充業務および一般継続業務（以下「発生時継続業務」という。）を実施および継続できるよう、必要な人員、物資、情報入手体制、相互連携体制等を確保する。特に人員については、国内における新型インフルエンザ等の発生以降、各部局等において発生時継続業務の実施および継続が困難となるおそれがあると判断した場合に、発生時継続業務以外の業務を一時的に大幅に縮小または中断し、その要員を発生時継続業務に投入する^(※1) ことにより確保する（図1、表4）。

発生時継続業務以外の業務のうち、感染拡大につながるおそれのある業務については、極力中断する。

発生時継続業務を適切に実施・継続するため、職場における感染対策を徹底し、交代での勤務など感染リスクを低減させるための勤務体制を工夫する。新型インフルエンザ等の症状を有する職員^(※2) や濃厚接触者として感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第44条の3第1項の規定に基づき県等⁴から外出自粛等の協力を求められた職員は、サービスにかかる通知等に基づき特別休暇を取得するなど、まん延防止に努めることとする。

新型インフルエンザ等発生時において、特措法の規定⁵に基づき、生活の維持に必要な場合を除き外出自粛の協力要請が行われる可能性があるため、職場における感染対策や在宅勤務を行う等、適切な業務継続方法について検討を行う。

各部局等においては、以上の基本的な考え方を踏まえ、発生時継続業務とそれ以外の業務の仕分け、発生時継続業務を遂行するために必要な人員、物資等の確保等について検討を行う。発生時継続業務を遂行する場合、感染対策を講じていても、何らかのリスクを伴うことが想定される。感染する危険を冒しても業務を続ける必要性があるか否か、業務継続の必要性と業務継続による感染リスクとのバランスについて意思統一を図るとともに、必要に応じ、業務遂行上関係のある部局等や関係機関とも調整する。

各部局等は、発生時継続業務の着実な遂行のため、平時から発生時継続業務等の

4 県および保健所設置市である大津市

5 特措法第24条第9項、第31条の8第2項および第45条第1項

業務の仕分けを行い、表3の各時期における業務量の考え方に基づいて、事態の進展を踏まえて、計画的に発生時継続業務以外の業務量を減少させることが重要である。

- (※1) 強化・拡充業務の中には、その担当部局の平常時の体制を維持するだけでは人員が足りず、抜本的に増強しなければならないものもあると考えられるが、発生時継続業務以外の業務の縮小または中断を思い切って行わなければ、そのための人員を確保できないことに留意する。
- (※2) 「新型インフルエンザ等の症状を有する職員」の症状については、発熱、咳、全身倦怠感等が想定されるが、新型インフルエンザ等が実際に発生した場合、その症状については、厚生労働省の公表資料等を参照する。

(表3) 各時期における業務量の考え方

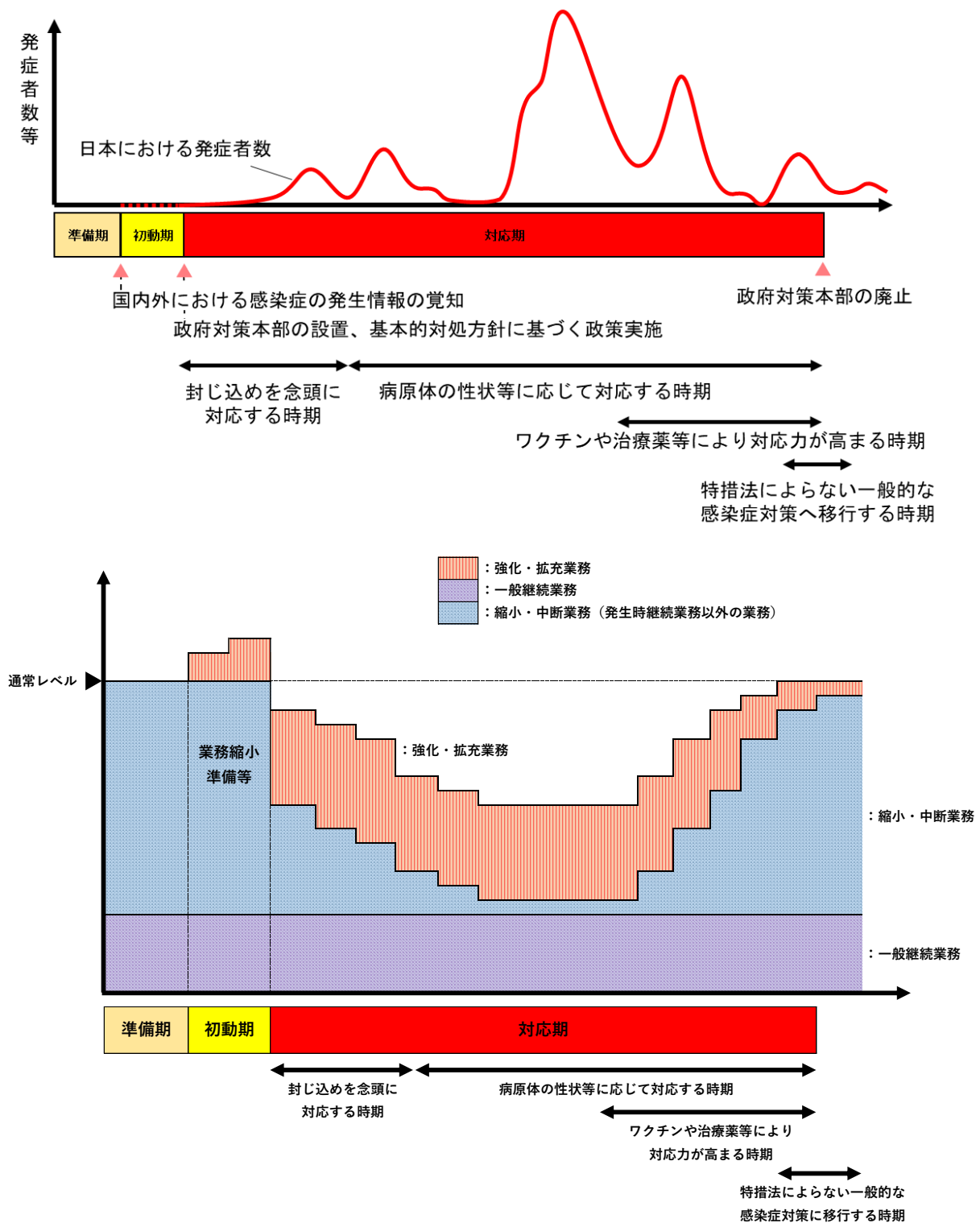
時期区分		対応
準備期 ⁶		<ul style="list-style-type: none"> ・各論の定期的な点検・見直し等により、新型インフルエンザ等発生時の業務継続に備える。 ・担当外職員への円滑な引継ぎに向け、各業務資料の整理・共有化や、教育・訓練の実施、バックアップ要員の確保を図る。
初動期 ⁷		<ul style="list-style-type: none"> ・国の方針に基づき、県の新型インフルエンザ等対策が実施されることを念頭に、一時的な業務量の増加に柔軟に対応しつつ、各部局等は発生時継続業務の再確認を行い、発生時継続業務以外の業務量を迅速かつ計画的に減少することができるよう体制を整える。
対応期 ⁸	封じ込めを念頭に対応する時期	<ul style="list-style-type: none"> ・政府は、感染症を封じ込めることを念頭に、確保している医療提供体制で対応可能な範囲に感染を抑制するため、強力なまん延防止対策を行うことが想定される。各部局等は、感染対策を拡充するとともに、発生時継続業務の実施および継続のために、必要に応じて発生時継続業務以外の業務量を段階的に減らすこと。
	病原体の性状等に応じて対応する時期	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチンや治療薬の開発・普及が十分でない段階においては、基本的に新型インフルエンザ等の特徴や病原体の性状、医療提供体制等を勘案しつつリスク評価を行い、これに合わせて、とるべき対策を柔軟に変化させていく。感染拡大に伴い、まん延防止対策の強化と、欠勤率の上昇により、発生時継続業務の実施が難しくなることが予想される。そのため、各部局等は感染拡大の傾向を勘案しながら、以下を実施すること。 ① 発生時継続業務以外の業務量を計画的・段階的に削減する。 ② 発生時継続業務は確実に実施・継続する。
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期・特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	<ul style="list-style-type: none"> ・国は水際対策やまん延防止対策等について、リスク評価に応じた縮小を検討する。 ・県は国の方針に基づき対応し、各部局等は以下を実施すること。 ① 必要な感染症対策を継続する。 ② 発生時継続業務以外の業務量を適切なタイミングで段階的に回復させる。 ③ 通常体制への段階的な移行を検討する。

6 発生前の段階

7 感染症の急速なまん延およびその可能性のある事態を感知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間

8 基本的対処方針に基づく対応が実行されて以降

図1 新型インフルエンザ等発生時の業務量の変化（イメージ）



※ここで示している図は1つのイメージであり、実際の感染症危機においては様々なパターンが発生することに留意すること。

表4 業務区分ごとの業務量の時系列イメージ

【 】：平時を100%としたときの業務量の割合（イメージ）

		初動期	対応期		
			封じ込めを念頭に対応する時期	病原体の性状等に応じて対応する時期	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期または特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期
発生時継続業務	強化・拡充業務	【100～120%】 ・業務継続計画の発動 ・当該感染症に対する疑似症サーベイランスの開始 ・ゲノム情報 / 病原体入手・提供 等	【120～150%】 ・まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を国に要請することを含めた強度の高いまん延防止対策の実施 ・医療提供体制の確保 等	【120～150%】 ・リスク評価の結果に基づくまん延防止対策の検討 ・段階的に医療提供体制を拡充 等	【100～120%】 ・業務縮小 ・強度の低いまん延防止策の実施 ・通常の医療提供体制に段階的に移行 等
	一般継続業務	【100%】 ・業務継続計画の発動 ・交代での勤務、全庁的な在宅勤務等の体制構築の準備	【90%】 ・業務の継続 ・可能な限り、業務縮小	【80%】 ・同左	【90～100%】 ・通常業務体制への移行の検討
発生時継続業務以外の業務（縮小・中断業務）		【100%】 ・業務継続計画の発動 ・あらかじめ整理した縮小・中断業務の大幅縮小または中断の準備	【20～80%】 ・業務の大幅縮小または中断の開始 ・発生時継続業務に対する支援	【0～60%】 ・業務の大幅縮小または中断 ・発生時継続業務に対する支援	【80～100%】 ・通常業務体制への移行の検討

(注) 【 】内の業務量の割合については、1つのイメージであり、時期区分ごとの業務量は様々であるため、各時期における3つの区分の業務量を足し合わせても300%になるわけではない。

(2) 時期区分別の戦略

新型インフルエンザ等は被害が長期間にわたり、また、発生してから終息するまで複数の段階がある。そのため、各部局等は、時期区分ごとの人員の確保状況や感染状況を想定し、継続や縮小等をすべき業務の水準や目標を設定する。次いで、時期区分に応じ、職場における感染対策、人員体制を整理する。

ア 事前の準備

各部局等は、新型インフルエンザ等発生時の対応を迅速かつ円滑に行うことができるようにするため、必要な機器・物資の調達、関連事業者との調整、予算の確保などを含め、準備を計画的に行うためのスケジュールを作成しておく。

イ 業務継続計画の維持・管理

業務継続計画を有効に実施するためには、継続的な維持・管理が重要であることから、各部局等は、人事異動や連絡先、物資やサービスの調達先等の情報の更新、定期的な訓練と振り返り、幹部を含む職員の意識啓発、業務継続計画の内容の継続的な見直し・改善を行う。

6 業務の仕分け

(1) 発生時継続業務

発生時継続業務の具体的範囲については、県行動計画や県対策マニュアル等に示されている各部局等の役割、業務の縮小または中断が県民生活に与える影響の大きさ等を踏まえ、事前に検討し、明らかにしておく（表5）。

ア 強化・拡充業務

- ・ 県行動計画や県対策マニュアル等で取り組むこととされている業務を中心に、新型インフルエンザ等の発生により新たに発生し、または業務量が増加するもの。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、状況に応じ、緊急に法令の改正等に伴う対応が必要となる可能性もあり、それに関する業務も該当。
- ・ 新型インフルエンザ等発生時の社会・経済の混乱防止、指定地方公共機関や市町に対する支援などの業務も該当。

※強化・拡充業務に区分された業務であっても新型インフルエンザ等対策の事態の進展等に応じ、縮小されるものを含むことに留意すること。

※令和2年からの新型コロナウイルス（COVID-19）感染症対応時においては、県は経済・雇用対策や教育・生活支援等の事業を複数実施したことから、これらの業務量が増加する可能性があることに留意すること。なお、県が新型コロナウイルス感染症対応として行った取組の概要と成果・課題について、次なる感染症危機への教訓とするため、整理を行っている⁹。

イ 一般継続業務

- ・ 最低限の県民生活の維持等に必要な業務であって、一定期間、縮小または中断することにより県民生活、社会経済活動や県の基本的機能に重大な影響を与えることから、国内で感染が拡大・まん延している状況であっても業務量を大幅に縮小することが困難なもの。
- ・ 発生時継続業務を実施・継続するための環境を維持するための業務（物品購入・契約、安全・衛生、庁舎管理等）も該当。

なお、発生時継続業務の範囲を検討する際には、以下の点に留意する。

9 「新型コロナウイルス感染症対策にかかる振り返りについて」（令和5年12月）
(<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/koho/e-shinbun/oshirase/335132.html>)

- ・新型インフルエンザ等の発生時においても真に継続することが必要な業務に資源を集中するため、個々の業務を精査すること。
- ・また、保健所や衛生科学センターの業務、コントロールセンターおよび相談センターの設置・運営等、特定の部局等に発生時継続業務が集中し、単独の部局等だけでは対応できない状況が予想されることから、各部局等における発生時継続業務は必要最小限に絞り込み、他部局等への応援職員の確保に努めること。
- ・上記を検討するため、事前に、新型コロナウイルス感染症対応時に実施した業務の事例※を参照しやすいよう整理しておく。

※業務延期・中止の事例、他部局への職員応援の事例

- ・発生時継続業務以外の業務（縮小・中断業務）の所属長は、発生時継続業務を行う部局等に対する支援を通じ、その実施・継続に積極的に協力すること。
- ・なお、発生時継続業務に位置付けられないとしても、平時における業務そのものの重要性が否定されるものではないことについて、職員の理解を深めることも重要であること。

一般継続業務であっても、国内で感染が拡大・まん延している状況での行政需要の低下により、一定期間休止したり、業務量を縮小したりすることが可能なものがあり得る。また、例えば、1週間に一度集中的に実施すれば対応できるものなどもあると考えられることから、業務の内容や作業手順を精査し、より少ない人員により、短時間で効率的に実施するための工夫を行う。

（２） 発生時継続業務以外の業務

発生時継続業務以外の業務（縮小・中断業務）については、各部局等において発生時継続業務の実施および継続が困難となるおそれがあると判断した場合に、初動期から段階的に業務を縮小し、国内で感染が拡大・まん延している状況では可能な限り中断することとし、その場合の縮小または中断の手順や関係者への周知方法を検討する。なお、感染への対応が中長期に及ぶ場合、業務を縮小または中断し続けることで他の業務に影響が出る可能性も考慮し、必要に応じて縮小・中断業務の見直しを行うことについて留意すること。

表5 発生時における業務の仕分けの考え方

		業務の性格	発生時の体制（例）	稼働人員
発生時継続業務	強化・拡充業務	<ul style="list-style-type: none"> 県行動計画や県対策マニュアルで取り組むこととされている業務を中心に、新型インフルエンザ等の発生により、新たに業務が生じまたは業務量が増加するもの 	<ul style="list-style-type: none"> 初動期から、状況に応じ体制を維持、強化 縮小・中断業務から人員補充 	<p>【増加】</p> <p>通常人数から出勤不可能人数を減じ、縮小・中断業務からの補充人数を加える。</p>
	一般継続業務	<ul style="list-style-type: none"> 最低限の県民生活の維持等に必要な業務であって、一定期間、縮小または中断することにより県民生活、社会経済活動や県の基本的機能に重大な影響を与えることから、業務量を大幅に縮小することが困難なもの 発生時継続業務を継続するための環境を維持するための業務 	<ul style="list-style-type: none"> 初動期から、状況に応じ体制を維持 必要に応じて、縮小・中断業務から人員補充 可能な範囲で在宅勤務を活用 	<p>【若干減少】</p> <p>通常人数から出勤不可能人数を減じ、縮小・中断業務からの補充人数を加える。</p>
発生時継続業務以外の業務（縮小・中断業務）		<ul style="list-style-type: none"> 中長期的な業務など、緊急に実施することが必須ではなく、一定期間、大幅な縮小または中断が可能な業務 ※施策の実施が遅れることにより県民生活や社会経済活動に一定の影響はあるが、業務資源の配分の優先順位の観点から一定期間の大幅な縮小または中断がやむを得ないもの。 	<ul style="list-style-type: none"> 初動期から、状況に応じ業務縮小を開始し、強化・拡充業務へ人員を補充 必要に応じて、交代での勤務を活用 可能な範囲で在宅勤務を活用 	<p>【大幅減少】</p> <p>通常人数から出勤不可能人数および強化・拡充業務への補充人数を減じる。</p>

7 必要な人員および物資・サービスの確保

(1) 基本的な考え方

実際に新型インフルエンザ等が発生した場合に業務継続計画が有効に機能するためには、各業務で必要となる人員数や事業者名が特定される詳細な形式により人員計画や物資調達計画等を策定しておくことが必要である。

発生時継続業務の範囲決定後、その業務に関して必要となる人員、物資等を整理する。発生時継続業務以外の業務（縮小・中断業務）についても、縮小または中断するための手続きや周知が必要となり、また、代替策を講ずる必要が生ずる場合もあるため、これらに関わる業務と必要な人員、物資等を整理する。

(2) 人員の確保

各部局等は、業務の仕分けを踏まえ、課室・係単位で必要となる人員を確保するため、各論を策定する。

その際、通勤時や勤務時の感染リスクを低減するため、勤務体制を工夫する。また、最大40%の欠勤率を想定し、強化・拡充業務について業務量が増加しても全体が機能するようにする。また、学校・保育施設等の臨時休業や一部の福祉サービスの縮小などにより、出勤が困難となる可能性のある職員を具体的に把握し、それを勘案したうえで各論を策定する。

また、発生時継続業務の実施にあたり人員が不足する場合は、部局間応援の実施を検討する。

(3) 物資・サービスの確保

各部局等が業務の継続を行うためには、庁舎管理や警備、清掃・消毒業務、各種設備の点検・修理、消耗品の供給等、新型インフルエンザ等発生時においても、継続して確保することが必要な物資・サービスが存在する。

このため、業務の継続に不可欠な物資・サービスをリストアップし、必要な物資については計画的に備蓄を進める。〔参考1参照〕

また、それらの物資・サービスを提供する事業者を洗い出し、事業継続に向けた協力を要請する。当該事業者自体の事業継続が難しいと判断される場合には、代替策について検討を行う。〔参考2参照〕

8 感染対策の検討・実施

新型インフルエンザ等発生時に庁舎内における感染拡大を防止するために、必要十分な感染対策を講じる必要がある。そのため、平時から行うものを含め、実施する感染対策を定める。

(1) 準備期における感染対策の検討

職場における感染リスクについて、業務内容も踏まえ、職場ごとに評価し、感染リスクを低減する方法を検討する。

- ① 発熱や咳などの症状のある職員の出勤を控えるよう促すなど、発症者の入室を防ぐ方法を検討する。
- ② 多数の者と接触する機会のある部局等においては、特に感染対策を充実させる必要がある。来庁者等に対しても、その理解を得つつ、感染対策の実施を要請することを検討する。

(2) 初動期および対応期における感染症対策

以下に示すものは一般的な感染対策として行われている事例であるが、感染対策は感染症の特性によって異なり、さらに有事に刻々とその対策が変化していく面を有していることから、国のホームページ等¹⁰を通じて情報を入手し、最新の知見に基づき対応をしていくことが重要である。

ア 留意事項

職員に対し、以下の点について注意喚起を行う。

- ① 出勤日以外も含めて毎日検温等を行い、自らの体調を確認しておくこと。
- ② 発熱、咳、全身倦怠感等、感染症が疑わしい症状があれば出勤を控えるよう周知すること。
- ③ 換気、マスク着用等の咳エチケット・手洗い等の基本的な感染対策等を行うこと。
- ④ 出張等で外出する場合は、流行地域への移動を避ける、公共交通機関のラッシュの時間帯を避けるなど、可能な限り人混みを避けて行動すること。
- ⑤ 業務を実施する上で、不特定多数の者との接触や移動が生じないよう配慮を行うこと。

イ 職場における感染対策の実行（職場の清掃・消毒・換気）

10 厚生労働省・経済産業省・消費者庁 特設ホームページ
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html)
内閣感染症危機管理統括庁 ホームページ
(<https://www.caicm.go.jp/business/index.html>)

- ① 職場における接触感染の防止のため、必要に応じ、次の方法等により、職場の清掃・消毒を行う¹¹。
 - a 通常の清掃に加えて、特に机、ドアノブ、スイッチ、会議机、椅子等、人がよく触れるところの拭き取り清掃を行う。
 - b 職員の感染が判明し、その直前に職場で勤務していた場合には、当該職員の机の周辺や触れた場所などについて、消毒剤による拭き取り清掃を行う。
- ② 新型インフルエンザ等の特性によっては、飛沫感染および接触感染に加え、エアロゾル感染¹²に対応する必要がある場合が考えられる。エアロゾル感染への対策として、建物の構造や室内温度、外気温に応じ可能な範囲で換気を行うことが望ましい（必要な換気量が確保されているかを確認する方法としては、二酸化炭素濃度測定器（CO₂ センサー）の活用等がある。）。効果的な換気のため、必要に応じ次の方法に留意して行う。
 - a 定期的な機械換気装置の確認やフィルタ清掃等が重要であることから、機械換気が設置されていない場合には窓開け換気を行う。窓開け換気を行う際には、2方向の窓を開けると換気効果が大きい。換気方法については、夏の暑さ等外気条件を考慮し室内環境に配慮して換気方法を選択する。
 - b 感染を防ぐためには空気の流れにも配慮が必要である。十分な外気の取り入れ・排気と併せ、空気の流れにより局所的に生じる空気のだよみを解消する。エアロゾルの発生が多いエリアから排気して、反対側から外気を取り入れると、浮遊するエアロゾルを効果的に削減することが可能である。
 - c 目を覆う程度の高さより高いパーティションや天井からのカーテンなどは、空気の流れを阻害しないよう、空気の流れに対して平行に配置するように注意する。

※上記①および②の感染対策について、特に発生初期のような病原体の性状が判明していない間は、いずれの対策も行うことが望ましい。

ウ 職員の健康状態の確認等

各所属長は、欠勤した職員本人や同居者等の健康状態の確認（発熱の有無や発症者との接触可能性の確認）や欠勤理由の把握および本人や同居者等が感染した疑いがある場合には連絡するよう指導する。

エ 庁舎内で職員が発症した場合の対処

- ① 病原性等の状況に応じ、発症の疑いのある者を別室に移動させるなど、他者との接触を防ぐ。

11 感染者が咳やくしゃみを手で押さえた後や鼻水を手でぬぐった後に、机、ドアノブ、スイッチなどを触れると、その場所にウイルスが付着する。ウイルスの種類や状態にもよるが、飛沫に含まれるウイルスは、その場所である程度感染力を保ち続けると考えられるが、清掃・消毒を行うことにより、ウイルスを含む飛沫を除去することができる。

12 「エアロゾル」とは、空中に浮遊する粒子をいい、「エアロゾル感染」とはウイルスを含むエアロゾルを吸することで感染することをいう。

- ② 職員本人から家族や相談センター等へ直接連絡することが困難な健康状態である場合や、家族にすぐ連絡が取れない場合などは、各所属長は、県等が設置する相談センター¹³に連絡し、指示を受ける。

なお、新型インフルエンザ等の流行初期には、全ての新型インフルエンザ等患者（疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由がある者を含む）は入院措置の対象となり、感染症指定医療機関等で治療を受ける。ただし、流行初期以降の感染が拡大している時期には、患者の症状の程度から、入院の必要性の有無を判断する場合もある。患者に入院治療の必要性が認められない場合は、自宅療養や宿泊療養を行うことが考えられる。

オ 職員の同居者等が発症した場合の対処

- ① 同居者等が発症した場合、職員自身が濃厚接触者と判断され、県等から外出自粛等を要請される可能性がある。
- ② 特に保護者・介護者である職員については、子どもや被介護者が感染した場合、その看病等の対応により、休暇の取得や在宅勤務の実施が必要になる可能性があることに配慮する。

(3) 海外勤務する職員等への対応

新型インフルエンザ等が発生した場合、海外勤務、海外出張する職員等およびその家族への感染を予防するため、必要に応じて、以下の措置等を講ずる。

- ① 発生国・地域に駐在する職員等およびその家族に対しては、外務省から発出される感染症危険情報や現地の在外公館の情報等を踏まえ、現地における安全な滞在方法や退避の可能性について検討する。
- ② 発生国・地域への出張については、不要不急の場合、中止する。また、感染が世界的に拡大するにつれ、定期航空便等の運航停止により帰国が困難となる可能性があること、感染しても現地で十分な医療を受けられなくなる可能性があること、帰国した際に感染しているおそれがある場合には、医療機関や宿泊施設等に長期間停留される可能性があること等に鑑み、発生国・地域以外への海外出張も中止・延期することも含めて検討する。
- ③ 海外からの出張者受け入れについては、水際対策により入国制限等の措置が講じられ、出張者の入国（海外へ一時帰国後の再入国を含む）に影響を与えることが想定されることから、国から発信される最新の情報、要請等を参考にし、具体的な対応方針等を検討する必要がある。

13 厚生労働省ホームページ
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/infulenza02.html>)

9 業務継続計画の実施

(1) 業務継続計画の発動

県は、国内外で新型インフルエンザ等が発生した場合（発生した可能性がある段階を含む）、県警戒本部員会議や県対策本部員会議を開催し、状況に応じて業務継続計画を発動する。

発生した新型インフルエンザ等の病原性、感染性等が不明である可能性が高いため、発生時継続業務以外の業務（縮小・中断業務）については、状況を見ながら必要に応じて縮小または中断する。

(2) 状況に応じた対応

各所属長は、事態の進展に応じ、各論に沿って、人員体制等を変更する。その際、業務遂行上生じた問題等について情報を集約し、必要な調整を行う。

発症した職員が回復し、順次職務に復帰している状況においても、その後再び感染の波が生じる可能性がある。この間に病原体が大きく変異しなかった場合、一度発症すれば免疫ができるため、重症化しにくくなると考えられるが、この間に病原体が大きく変異した場合、回復した者も再度感染し、重症化するおそれがある。また、新型インフルエンザ等に感染したと考えられていた者が実は通常の季節性インフルエンザに感染したにすぎず、免疫ができていない可能性もある。こうした可能性も考慮し、一度小康状態になっても感染症対策を緩めることなく、対応を検討する必要がある。

(3) 通常体制への復帰

府県対策本部および県対策本部が廃止され、特措法によらない基本的な感染症対策に移行した場合、通常体制への段階的な移行を行う。

10 業務継続計画の維持・管理等

(1) 公表・周知

県は、策定した業務継続計画（総論）を公表する。さらに、県民および事業者等に対し、業務継続計画に関する周知を行い、新型インフルエンザ等発生時には一部の業務を縮小または中断せざるを得ないことについて理解を求める。

(2) 教育・訓練

各所属長は職員に対し、新型インフルエンザ等発生時の対応について周知し、理解させるとともに、定期的に教育・訓練を行う。

また、県全体でも定期的に全庁的な訓練を実施し、部局横断的な課題分析を行う。

(3) 点検・改善

業務継続計画の策定後、各所属長は、人事異動や連絡先、物資やサービスの調達先等の情報更新の状況、教育・訓練の実施状況等について、定期的に取り組状況を確認し、必要に応じて改善する。

県行動計画等を変更した場合や訓練等を通じて課題が明らかになった場合等は、適宜、業務継続計画の変更を行う。

参考1：備蓄品リスト（例）

- ・ 新型インフルエンザ等の発生に備え、特措法第 10 条に基づき、必要な物資および資材について備蓄を行う。

使用者	物品	留意点
一般職員	速乾性擦式消毒用アルコール製剤	
	庁舎内等消毒剤	
	清拭用資材（タオル、ガーゼなど）	
	ふた付きゴミ箱	・呼吸器系分泌物（鼻汁・痰など）を含んだティッシュを捨てる際は、感染対策の観点から、ゴミ箱はふた付きの方がより望ましい。
医師、保健師等 （使用することが想定される者には、あらかじめ着脱訓練等を実施することが望ましい）	アイソレーションガウン	・水を通さない材質
	非滅菌手袋	・水を通さない材質（素材はニトリルあるいは塩化ビニル） ・手指にフィットするもの ・使い捨て
	N95マスク	・使い捨て
	ゴーグル（フェイスシールド）	・患者由来の液体が目に入らないように防御 ・救急搬送後、十分な消毒を行った場合には再使用可能

参考2：業務継続に必要なサービス・消耗品のチェックリスト（例）

- ・ 新型インフルエンザ等発生時において、装備・資器材やサービスの調達が可能かどうかを検討し、必要に応じて備蓄や内製等の対策を講じる。

区分	消耗品・資器材、 保守業務	必要数量	調達間隔 (時期)	調達・委託業者	業者が休業した場合 の対応策
サービスの調達	庁舎管理			業者名： 連絡先：	
	警備			業者名： 連絡先：	
	設備の保守・点検			業者名： 連絡先：	
	食堂			業者名： 連絡先：	
	宿直寝具等のクリーニング			業者名： 連絡先：	
	清掃（トイレ）			業者名： 連絡先：	
消耗品の調達	医薬品			業者名： 連絡先：	
	速乾性擦式消毒用アルコール製剤			業者名： 連絡先：	
	不織布製マスク			業者名： 連絡先：	
	庁舎内等消毒剤（次亜塩素酸ナトリウム、イソパロノール、イタノール等）			業者名： 連絡先：	
	その他消耗品 ()			業者名： 連絡先：	

参考3：職場における感染対策（例）

基本方針（案）	実施方法（具体例）
①業務・通勤方法の見直し	
業務の絞込み	・ 緊急性のない業務の縮小または中断
勤務時間・場所の見直し	・ 在宅勤務の活用 ・ 時差出勤の活用
業務方法の見直し	・ 出張の中止 ・ 対面会議の中止（電子メール・電話・オンライン会議の利用等）
出勤方法の見直し	・ 公共交通機関を用いない方法（自転車、徒歩等）による出勤の検討 ・ 公共交通機関を用いて出勤せざるを得ない場合、マスク着用等の咳エチケットの徹底を促す。
②入館管理	
インフルエンザ等の症状を有する職員の出勤自粛	・ 職員に出勤前の体温測定を促し、発熱症状のある場合には、県等が設置する相談センターに相談した上、その結果を連絡させる。当該職員に対しては、必要に応じて、特別休暇等を取得するよう要請する。 ・ 適宜、出勤時の問診または体温測定を行う。
来庁者および職員の庁舎内への入場制限	・ 庁舎の入り口およびホームページに、入場制限をしている旨を掲示する。 ・ 発熱している職員や来庁者については、庁舎への立入りを制限する。 ※発熱による来所制限は、通常であれば38度以上が目安と考えられる（耳で測定する場合、またはサーモグラフィで測定する場合、外気温の影響を受けやすいことに注意する。）。
来庁者へのマスク着用の促進	・ 来庁者には、必要に応じ、マスク着用を促す。
③執務室内での感染防止	
手洗い・手指消毒	・ 執務室を出入りする際は必ず手洗いを行うか、アルコール消毒を行う。 ・ 執務室前に速乾性消毒用アルコール製剤を設置する。
換気	・ 空気の流れを考慮した換気を行う。 ・ 必要に応じて空気清浄機等を使用し十分な換気量の確保を行う。

対面の会議の中止	・相談や説明は、電話やメール等で行う。
不織布製マスクの着用	・発症した職員に対し、マスクを着用させる。 ・窓口業務等、特に着用が推奨される職員のうち、何らかの理由で自らのマスクを持っていない職員に対しては、必要に応じ、備蓄しておいたマスクを配布する。
使用済ティッシュペーパーの処理	・ふた付きの専用ゴミ箱を置く。
④その他	
食事時の感染対策	・飲食する場にパーティションの設置等を行い、飛沫による感染リスクを低減する。 ・食事時の会話は原則禁止し、食事でマスクを外す際のルールを決める。